



令和3年10月18日
石川県選挙管理委員会
電話 076-225-1282
内線 3547 ~ 3549

衆議院小選挙区選出議員選挙（石川県第1区～第3区）
の法定選挙運動費用額について

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録が10月18日に行われ、同日現在の選挙人名簿登録者総数が定まった。これにより、衆議院小選挙区選出議員選挙における法定選挙運動費用額（選挙運動に関する支出限度額）は、公職選挙法の規定により、

石川県第1区 24,754,100円
石川県第2区 23,990,400円
石川県第3区 22,760,500円 となった。

なお、当委員会は、この額を10月19日に告示する。

[算定方法]

区分	人数割額 (10月18日現在選挙人名簿登録者数) ①	固定額 ②	合計 ①+②=③	備考
石川県第1区	376,937人×15円 = 5,654,055円	19,100,000円	24,754,100円	①+②の額に100円未満があるときは、切上げて③を算出する。
石川県第2区	326,021人×15円 = 4,890,315円	19,100,000円	23,990,400円	
石川県第3区	244,031人×15円 = 3,660,465円	19,100,000円	22,760,500円	